

18 食品衛生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1) 食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

福井健康福祉センター独自の取り組みとしては、福井市中央卸売市場の早朝監視および焼肉施設等の夜間監視指導を実施しています。

(2) 食品衛生関係許可事務

食品衛生法および条例に基づく新規許可、継続許可および変更・廃止手続きおよびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数

(平成27年3月31日現在)

項目	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数						調査・監視指導施設数	
		継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,106	95	80	67			2			1	326
	仕出し屋・弁当屋	416	37	28	22							193
	旅館	82	7	1	1							29
	その他	2,369	200	231	259			1				1,123
菓子(パンを含む。)製造業	442	42	35	32							211	
乳処理業	1	0	0	0							1	
特別牛乳さく取業	0	0	0	0								
乳製品製造業	4	0	2	0							7	
集乳業	0	0	0	0								
魚介類販売業	414	27	34	20							239	
魚介類せり売り営業	2	0	0	0							7	
魚肉ねり製品製造業	4	0	0	0							1	
食品の冷凍又は冷蔵業	23	2	2	1							19	
かん詰又はびん詰食品製造業	3	0	1	0							0	
喫茶店営業	910	93	46	110							90	
あん類製造業	3	0	0	1							2	
アイスクリーム類製造業	87	11	4	4							49	
乳類販売業	760	67	45	68							184	

食肉処理業	43	4	4	1							18
食肉販売業	348	25	35	25							214
食肉製品製造業	5	0	0	0							2
乳酸菌飲料製造業	1	1	0	0							3
食用油脂製造業	0	0	0	2							
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0							
みそ製造業	16	0	0	1							7
醤油製造業	14	0	1	0							8
ソース製造業	10	0	1	0							0
酒類製造業	18	4	1	0							5
豆腐製造業	38	0	0	1							9
納豆製造業	3	0	0	0							0
めん類製造業	34	1	2	0							14
そうざい製造業	151	18	14	8							154
添加物製造業	1	0	0	0							0
食品の放射線照射業	0	0	0	0							
清涼飲料水製造業	11	2	0	0							9
氷雪製造業	3	1	0	0							1
氷雪販売業	4	0	0	0							7
計	7,326	637	567	623			3			1	2,933

表2 福井県食品衛生条例に基づく営業施設数

(平成27年3月31日現在)

業種	営業施設数	営業許可・登録施設数		廃業施設数	処分件数						調査・監視指導施設数
		継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	
許可	魚介類加工業	46	3	3							26
	漬物製造業	41	4		2						19
	計	87	7	3	2						45
登録	魚介類行商営業	28		4							4
	計	115	11	3	2						49

表3 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数

(平成27年3月31日現在)

項目		営業施設数	営業届出施設数	廃止施設数	監視指導数
給食施設	学校	59	2	0	55
	病院・診療所	58	1	2	21
	事業所	9	0	3	4
	その他	148	6	14	111
その他		1,608			594
計		1,882	9	19	785

(3) 食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に県内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。平成26年度の検査件数は207件、そのうち食品衛生法違反を含む不適合件数9件については、速やかに改善したことを確認しています。

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

(1) 衛生講習会の開催

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした定期の講習会だけでなく、一般消費者からの依頼に応じた講習会を実施し、総受講者数は3,784名でした。受講率の向上や利便性を図るために、日曜開催の取り組みも実施しています。

(2) 自主管理プログラム認証制度の取得推進

平成17年度から、HACCP*手法を取り入れた福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度の取得を促進しており、平成26年度は新たに4施設が認証を取得しました。その結果、認証施設数は計44施設(11業種)となりました。

*HACCP(ハサップ:Hazard Analysis Critical Control Point)

米国航空宇宙局(NASA)により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。

この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき基準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。

3 食品による健康被害等に関する対応

(1)食中毒に関する調査・措置(食品衛生法第54条等)

平成26年度の食中毒の発生は4件でした。原因としては、腸管出血性大腸菌によるものが3件、寄生虫によるものが1件でした。原因施設に対し、食品衛生法に基づいて行政措置を行いました。

表4 平成26年度食中毒発生届出状況

発生年月日	原因施設の場所等	患者数/摂食者	原因食品	原因物質
H26.4.27	福井市	3/5	飲食店(料理)の施設で提供したヒラメの刺身	クドア・セブテンブクター
H26.5.31	福井市	2/2	飲食店(食堂)の施設で提供した食事	腸管出血性大腸菌O26
H26.7.21	福井市	3/9	飲食店(食堂)の施設で提供した食事	腸管出血性大腸菌O157
H26.7.22	福井市	2/9	飲食店(社交飲食)の施設で提供した食事	腸管出血性大腸菌O157

(2)一般相談への対応

飲食店や菓子製造業などの開業相談や表示相談および有症苦情・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は3,519件あり、このうち、有症苦情は42件、異物混入の相談が36件でした。異物混入についてはカップ麺等の全国報道があったことから、相談が12月以降増加する傾向がみられました。

4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

(1)試験

平成26年6月8日(日)に県立大学(参考 嶺南:若狭湾エネルギー研究センター)で実施しました。調理師試験受験者数123名中合格者65名で、製菓衛生師試験受験者数16名中合格者10名でした。

(2)免許申請

調理師免許申請は165件(新規104、再交付29、書換32)であり、製菓衛生師免許申請は20件(新規17、再交付1、書換2)でした。

19 動物愛護および狂犬病予防

1 動物愛護推進計画に基づく業務の推進(狂犬病予防対策および動物愛護対策)

県が策定した動物愛護推進計画(平成26年3月改定)に基づいて業務を推進しました。

(1)動物由来感染症(狂犬病を含む)対策

狂犬病で知られる身近な動物から人への感染の恐れがある病気(動物由来感染症)の予防法や正しい情報を市町、県獣医師会、教育委員会等と連携し、広く提供しています。

(2)動物愛護対策

動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき、適正飼養の普及啓発を図るとともに、保護した犬ねこの命を救うため、譲渡会を開催するなど、殺処分数を減らす取り組みを実施しています。

表1 平成26年度動物愛護管理業務実施状況

業務	野犬捕獲頭数	犬の引取頭数	ねこの引取頭数	負傷収容	犬の譲渡頭数	ねこの譲渡頭数	返還頭数	他センターへの移送	他センターから受入	処分頭数*	咬傷事故件数	苦情・相談件数
	29	26	144	25	25	78	27	1	13	116	4	494

(*収容中死亡を含む)

表2 平成26年度譲渡会実施状況

実施回数	譲渡頭数	
	犬	猫
5	8	8

2 動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年から動物取扱業が登録制となり、特定動物施設が許可制となりました。そのうち、平成25年9月改正の動物愛護管理法により動物取扱業が第一種動物取扱業に名称変更となり、新たに営利性を目的としない動物愛護団体の動物シェルター、一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設が第二種動物取扱業として届出制となり監視等を行っています。

表3 第一種動物取扱業登録数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

施設数	内 訳					監視指導数
	販売	保管	貸出	訓練	展示	
74	40	50	2	2	5	76

表4 第二種動物取扱業届出数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

施設数	展示	譲り渡し	監視指導数
3	2	1	3

表5 特定動物許可数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

施設数	おながざる科 マカク属 ニホンザル	監視指導数
1	19 頭	1

狂犬病の予防について

狂犬病は、狂犬病ウイルスによる感染症で、犬だけでなく、すべての哺乳類に感染します。発症した動物に咬まれることで感染し、人間は主に犬に咬まれることで感染します。

人間も犬も発症した場合は、治療方法はなく、ほぼ100%死に至るととても怖い病気ですが、狂犬病予防注射を接種することで、予防が可能になります。

狂犬病の発生状況については、日本国内では、1957年以降発生がありません。しかし、世界的には、日本やニュージーランドなどのごく一部の島国を除き、現在でもほとんどの国で狂犬病が発生しており、それらの国では、1年間に約5万5千人もの人々が狂犬病に感染し、亡くなっています。

近年、ヒトを含め物流が活発化しています。コウモリなどの野生動物も狂犬病の原因を運ぶと言われており、これらが貨物船などに紛れ込んで日本に上陸する可能性があります。

万が一、狂犬病に感染した動物が日本に上陸した場合でも、最も人への感染源となり易い犬に対し狂犬病予防注射を接種していることで、大事な飼い犬が死亡する危険を回避するだけでなく、国内における狂犬病の蔓延を防ぐことができます。

日本では、飼い主が飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病の予防注射(毎年)を接種する義務があります。室内で飼育していても、登録と予防注射の接種は必要ですので、必ず接種し、狂犬病の予防に努めてください。

20 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館72施設に対して計画的に監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

国調査に基づく監視指導を平成26年度は「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査」を洗濯所65施設に対し実施しました。

表1 営業六法施設数 (平成27年3月31日現在)

業種	営業施設数	新規許認可届出数	廃止件数	調査・監視指導施設数
理容所	362	8	13	73
美容所	723	19	15	127
クリーニング所	洗濯所	0	10	101
	取次所	0	29	0
公衆浴場	普通	0	1	4
	特殊	39	2	18
旅館	ホテル	0	0	26
	旅館	86	1	26
	簡易宿所	26	0	3
	下宿	4	0	0
	特例	0	4	4
興行場	常設	0	0	2
	仮設	0	0	0
計	1,688	35	77	384

2 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽設置者講習会の開催や、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数と浄化槽工事業届出数等 (平成27年3月31日現在)

浄化槽設置基数	工事業(届出件数)	工事業(登録件数)	保守点検業(登録件数)
22,591	152	1	6

3 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水については、平成25年4月1日から市町へ事務が移譲されています。

表3 水道施設数 (平成27年3月31日現在)

業種	施設数	監視指導施設数
上水道	2	1
簡易水道	31	31
飲料水供給施設	23	23

注 上水道は福井市と美山町の2施設あるが、福井市は国の所管となる。

4 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。平成26年度の監視指導数は38件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表4 特定建築物施設数 (平成27年3月31日現在)

種別	施設数	監視指導数
興行場	1	0
百貨店	7	2
店舗	22	9
事務所	48	11
学校	12	7
旅館	16	8
その他	16	1
合計	122	38

表5 建築物衛生管理業の登録件数(平成27年3月31日現在)

種別	登録件数
清掃業	13
空気環境測定業	5
飲料水貯水槽清掃業	16
ねずみ昆虫等防除業	12
飲料水水質検査業	3
排水管清掃業	3
環境衛生総合管理業	9

5 温泉

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。平成26年度の監視指導数は源泉2件、温泉利用施設17件でした。

表6 温泉施設数 (平成27年3月31日現在)

業 種		施設数	監視指導数
源	泉	21	2
温泉利 用施設	浴 用	27	17
	飲 用	5	5

6 遊泳用プールの衛生管理の徹底

16件の対象施設の内、1件が休業中です。残り15件に対し遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

<参考> 墓地・埋葬等

法改正により、平成24年4月1日から市町へ事務移譲済み。

レジオネラ症の発生防止に向けて

レジオネラ症はレジオネラ属菌によって起こる感染症で、症状によりレジオネラ肺炎とポンティアック熱の2つに分類され、特に問題となるのがレジオネラ肺炎で、急激に重症になって死亡する場合もあり、乳幼児や高齢者など抵抗力が低下している人などが発病しやすいといわれています。

レジオネラ肺炎は、循環式浴槽水を用いた入浴施設などでレジオネラ属菌を包んだ直径5μm以下のエアロゾル(目に見えないほど細かい水滴)を吸入することにより起こる肺炎です。

また、レジオネラ属菌は、土壌、河川、湖沼などの自然環境に生息していますが、一般にその菌数は少ないと考えられており、管理の悪い循環式浴槽などでは高率に検出されます。

そのため、福井県ではレジオネラ症の発生を未然に予防することを目的として平成19年3月に福井県公衆浴場基準条例等を改正し、循環式浴槽等に関してレジオネラ症の発生防止に必要な設備と衛生管理に係る基準を定め、同年7月から施行しています。

毎年、循環式浴槽を使用している公衆浴場や旅館にアンケートを実施し、条例で定めている浴槽水の検査実態を把握し、必要に応じて立入指導等を行うことで、積極的なレジオネラ症発生予防に努めています。